

私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱

(平成 6 年 3 月 31 日 5 広第 361 号総務部長通知)
(平成 7 年 3 月 17 日 6 広第 342 号一部改正)
(平成 8 年 3 月 22 日 7 広第 387 号一部改正)
(平成 9 年 3 月 24 日 8 広第 313 号一部改正)
(平成 10 年 3 月 31 日 9 広第 358 号一部改正)
(平成 11 年 3 月 26 日 10 広第 315 号一部改正)
(平成 12 年 4 月 27 日 12 広第 59 号一部改正)
(平成 13 年 4 月 17 日 13 法第 26 号一部改正)
(平成 14 年 5 月 9 日 14 法第 57 号一部改正)
(平成 16 年 4 月 16 日 16 文第 14 号一部改正)
(平成 17 年 6 月 2 日 17 教振私第 43 号一部改正)
(平成 18 年 5 月 31 日 18 教私第 38 号一部改正)
(平成 19 年 5 月 2 日 19 教私第 15 号一部改正)
(平成 20 年 3 月 27 日 19 教私第 174 号一部改正)
(平成 22 年 6 月 10 日 22 情私第 100 号一部改正)
(平成 23 年 6 月 20 日 23 情私第 127 号一部改正)
(平成 24 年 6 月 1 日 24 情私第 107 号一部改正)
(平成 24 年 9 月 10 日 24 情私第 401 号一部改正)
(平成 25 年 8 月 5 日 25 情私第 340 号一部改正)
(平成 26 年 6 月 19 日 26 私高第 97 号一部改正)
(平成 27 年 7 月 27 日 27 私高第 121 号一部改正)
(平成 30 年 7 月 1 日 30 私第 83 号一部改正)

(趣旨)

第 1 この要綱は、私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程並びに私立専修学校(高等課程に限る。)(以下「高等学校等」という。)における奨学と保護者の負担軽減を図るため、高等学校等を設置する学校法人が、長野県内に設置する高等学校等に在籍する生徒の授業料又は入学金を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等で県内に住所を有している者(同一の生徒の保護者等が 2 人いて、県内に住所を有するもの及び県内に住所を有しないものである場合における当該県内に住所を有しない保護者等を含む。)をいう。

(2) 道府県民税所得割

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による道府県民税(同法の規定による都民税を含む。)の同法第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 50 条の 2 の規定によって課する所得割を除く。)をいう。

(3) 市町村民税所得割

地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第 292 条第 1 項 2 号に掲げる所得割(同法 328 条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。

(対象経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
<p>区分1</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒(区分2又は区分3に該当する場合を除く。)について、学校法人が授業料((2)の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1)道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額(保護者が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。以下同じ。)が257,500円未満である者</p> <p>(2)特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が257,500円未満になると確実に見込まれる者</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 178,200円と授業料年額とのいずれか少ない額から、法第6条の規定により支給される高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日文科科学省大臣決定)第3条の規定により支給される学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 178,200円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>区分2</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒(区分3に該当する場合を除く。)について、学校法人が授業料((2)の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1)道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者。</p> <p>(2)特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満になると確実に見込まれる者</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 297,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 297,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>区分3</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒について、学校法人が授業料((2)の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1)道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者</p> <p>(2)特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されなくなると確実に見込まれる者</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 356,400円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 356,400円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>区分4</p> <p>保護者が区分1から区分3までのいずれかに該当する生徒について、学校法人が入学金を軽減するに要する経費</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、全日制課程の生徒にあっては、生徒1人当たり24,500円、通信制課程の生徒にあっては、生徒1人当たり14,800円として計算して得た額を限度とする。</p>

- 2 前項に規定する就学支援金として計算する額は、当該生徒が法第3条に規定する就学支援金の受給資格がある期間に受給することのできる額（法第5条第2項の規定により就学支援金に加えることができる額を含む。）とする。
- 3 第1項に規定する学び直し支援金として計算する額は、当該生徒が高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する学び直し支援金の補助の対象である期間に受給することのできる額とする。

（交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の計画を変更しようとするときは、すみやかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請して、その承認を受けること。

（補助事業者の徴すべき書類）

第5 補助事業者は、保護者からあらかじめ授業料等軽減申請書その他授業料又は入学金を軽減するために必要な書類を提出させるものとする。

（交付申請書等）

第6 規則第3条に規定する申請書は、私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 前項の交付申請書に添付する書類の様式は、次のとおりとする。
私立高等学校授業料等軽減事業実施計画書（様式第2号）
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更申請書等）

第7 第4の規定による承認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の計画を変更しようとするとき
私立高等学校授業料等軽減事業計画変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
私立高等学校授業料等軽減事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（交付申請の取下げ）

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、私立高等学校授業料等軽減事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算書（様式第7号）
- (2) 私立高等学校授業料等軽減事業実施状況書（様式第8号）
- 3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（交付の請求）

第10 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

(概算払)

第1 1 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、私立高等学校授業料等軽減事業補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(機密保持)

第1 2 補助事業者は、事業を実施するにあたり知り得た秘密を漏らしてはならない。

(書類の提出部数)

第1 3 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附則 この要綱は、平成6年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成7年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成8年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成9年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成10年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成11年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成12年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成13年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成14年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成16年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成17年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成18年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成19年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成20年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成22年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成23年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成24年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成24年度補助金から適用する。

(特例措置事業)

2 平成24年度及び平成25年度に限り、授業料の軽減に関して本則に定める事業に加えて、次項に定める事業(以下「特例措置事業」という。)を行うものとする。

3 特例措置事業は、高校無償化法第2条第1項及び第3項に定めるもの(以下「私立高等学校等」という。)における奨学と保護者の負担軽減を図るため、私立高等学校等の設置者が、長野県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒の授業料を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

4 特例措置事業における「保護者」は、高校無償化法第6条第2項に規定するものとする。

5 特例措置事業の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
就学支援金の支給を受ける生徒(高校無償化法施行令第4条第3項に該当する者及び平成25年度に入学した者を除く。)であって保護者の平成24年度分の市町村民税所得割額を合算した額が51,300円未満である者について、私立高等学校等の設置者が平成24年7月から平成25年6月までの授業料を軽減するに要する経費	10分の10以内。 ただし、各月の生徒1人当たりの補助額は、高校無償化法第6条により算出された就学支援金の支給限度額の2分の1の額を上限とする。

6 特例措置事業に係る様式については、別に定める。

7 前3項及び別に定めるもののほか、特例措置事業の実施については、本則の例による。

附則 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

(適用)

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成26年度の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 平成26年4月1日前から引き続き公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等に在学する者に係るこの補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定が適用となる場合において、改正前のこの要綱（以下「旧要綱」という。）第1中「後期課程」とあるのは「後期課程並びに私立専修学校（高等課程に限る。）」と、第3第1項の表中「125,400円」とあるのは「154,500円」と、「118,800円」とあるのは「140,000円」と、「237,600円」とあるのは「297,000円」と、「24,100円」とあるのは「24,500円」と、「10,000円」とあるのは「14,800円」とする。

(特例補助事業)

- 4 平成26年度及び平成27年度に限り、次の各号のいずれにも該当する者（以下「特例補助事業対象者」という。）の授業料の軽減に関しては、附則第2項の規定にかかわらず、特例補助事業を行うものとする。
 - (1) 平成26年4月1日前から引き続き新要綱に定める高等学校等に在学する者であって、就学支援金の支給を受けている者
 - (2) 平成25年8月1日の生活扶助基準の引き下げに伴って保護が廃止されたことを証明する保護廃止証明書を有する者
- 5 特例補助事業は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間（以下「対象期間」という。）、生活扶助基準の引き下げに伴って保護が廃止された者への支援として、高等学校等の設置者が、長野県内に設置する高等学校等に在籍する特例補助事業対象者の授業料を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 6 特例補助事業の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
特例補助事業対象者について、学校法人が授業料を軽減するに要する経費	10分の10以内。 ただし、各月の生徒1人当たりの補助額は、平成25年8月1日の生活扶助基準引き下げ前に支給を受けていた就学支援金の額と対象期間内における各月の就学支援金の額との差額を上限とする。

- 7 前項の規定により算出される生徒ごとの補助額が、附則第2項及び第3項の規定を適用して算出される生徒ごとの補助額を下回る場合は、附則第2項及び第3項の規定を適用して算出される額を各月の生徒1人当たりの補助額とする。
- 8 特例補助事業に係る様式については別に定める。
- 9 前4項及び別に定めるもののほか、特例補助事業の実施については附則第2項の規定により適用される旧要綱の規定による。

附則 この要綱は、平成27年度補助金から適用する。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成30年度補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 平成26年6月19日付け26私高第97号による一部改正に係る附則第2項によりなお従前の例によることとされる補助金の交付については、同附則第3項の規定（第3第1項の表に係る部分に限る。）にかかわらず、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
<p>区分1</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒(2又は3に該当する場合を除く。)について、学校法人が授業料(2の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額(保護者が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額。以下同じ。)が257,500円未満である者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が257,500円未満になると確実に見込まれる者</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 140,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金及び学び直し支援金の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 140,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>区分2</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒(3に該当する場合を除く。)について、学校法人が授業料(2の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満である者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満になると確実に見込まれる者</p> <p>①16歳未満の扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に定める扶養親族をいう。以下同じ。)1人につき35,500円を加算した額</p> <p>②16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき18,500円を加算した額</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 297,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 297,000円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>区分3</p> <p>保護者が次の(1)又は(2)に該当する生徒について、学校法人が授業料(2の場合にあっては特別の事情が生じた月以後の授業料に限る。)を軽減するに要する経費</p> <p>(1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されなくなると確実に見込まれる者</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり在籍する高等学校等の次の課程の区分により計算して得た額を限度とする。</p> <p>1 全日制課程 356,400円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額</p> <p>2 通信制課程 356,400円と授業料年額とのいずれか少ない額から、就学支援金等の額を控除した額の10分の5</p>
<p>4 保護者が1から3までのいずれかに該当する生徒について、学校法人が入学金を軽減するに要する経費</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、全日制課程の生徒にあっては、生徒1人当たり24,500円、通信制課程の生徒にあっては、生徒1人当たり14,800円として計算して得た額を限度とする。</p>